

## 会社と(元)取締役・(元)執行役との間の訴えにおける会社の代表者に関する一覧表

			会社を代表する者
ア	監査役設置会社	(ただし、監査役が設置されていても監査役の監査の範囲を会計監査権限に限定する旨の定款の定めがある場合は、ここでいう監査役設置会社には当たらない。)	監査役 (会社法386条1項、 同法389条7項)
監査等委員会設置会社			
イ	監査等委員が当事者である場合において	① 株主総会で当該訴えについて代表者を定めたとき	その者 (会社法399条の7第1項1号)
		② // 定めていないとき	取締役会で定めた者 (会社法399条の7第1項1号)
	監査等委員が当事者でない場合		監査等委員会が選定する監査等委員 (会社法399条の7第1項2号)
指名委員会等設置会社			
ウ	監査等委員が当事者である場合において	① 株主総会で当該訴えについて代表者を定めたとき	その者 (会社法408条1項1号)
		② // 定めていないとき	取締役会で定めた者 (会社法408条1項1号)
	監査等委員が当事者でない場合		監査等委員会が選定する監査等委員 (会社法408条1項2号)
エ	ア、イ、ウ以外の会社	① 株主総会で当該訴えについて代表者を定めたとき	その者 (会社法353条)
		② 上記①に該当せず、取締役会が当該訴えについて会社を代表する者を定めたとき	その者 (会社法364条)
		③ 上記①、②のいずれにも該当しない場合	代表取締役 (会社法349条4項)